

平成17年度大学・大学院における教員養成推進プログラム審査基準（案）

「大学・大学院における教員養成推進プログラム」の審査は、この審査基準により行うものとする。

1. 審査委員会における審査

審査委員会委員は、「大学・大学院における教員養成推進プログラム申請書」を基に行う書面審査に当たっては、平成17年度大学・大学院における教員養成推進プログラム審査要項（以下「審査要項」という。）「審査方針」の各項目に留意して、「評価書」（別紙参照）を作成し、表1により評価を行う。

表1

区 分	評 価
4 点A	この教育プロジェクトは、 特 非常に優れたものである。
3 点B	この教育プロジェクトは、 内容及び実施計画、特色、有効性、評価体制などのい くつかの点で、 相当程度優れたものであるが見受けられる。
2 点C	この教育プロジェクトは、 内容及び実施計画、特色、有効性、評価体制などのい くつかの点で、 選定する対象としてはある程度優れたものである不十分な点が見受けられる。
1 点D	この教育プロジェクトは、 選定する対象としては 様々な点で優れたものがあまり認められない不十分である。

2. 選定委員会における審査

選定委員会は、合議審査により審査委員会が作成した評価書を基に、表2により、「大学・大学院における教員養成推進プログラム」に相応しい教育プロジェクトを決定するとともに、各教育プロジェクトの選定結果に対する理由を決定する。

なお、審査に当たり、面接審査が必要となった場合には、選定委員会において、取扱いを決定の上実施する。

表2

区 分	評 価
	選定する。
x	選定しない。